

学校において予防すべき感染症の休養（出席停止）手続きについて

学校において予防すべき感染症に、お子さまがかかった場合、医療機関にて診察を受け、医師が登校に支障がないと認めるまで休養してください（学校保健安全法第19条）。

尚、登校する際には、別紙の「インフルエンザ罹患届」、「新型コロナウイルス感染症罹患届」、「学校において予防すべき感染症の休養解除証明書」もしくは医療機関で出される診断書が必要です。病名と休養期間を記入してもらってください。

医療機関によっては学校の証明書に記入をされない場合があります。医療機関にて、ご相談ください。証明書記入には、代金が必要になる場合があります。ご了承ください。

- * 証明書があることで早退・欠席扱いにはなりません。治療に専念してください。
- * 「病名と休養期間」の記入を確認し、記入された証明書は担任へお出しください。
- * 感染防止のため、出席停止期間中は友人との接触は避けてください。
- * インフルエンザ、新型コロナウイルスによる出席停止の場合は、保護者の方が「インフルエンザ罹患届」、「新型コロナウイルス感染症罹患届」をご記入ください。

【 学校において予防すべき感染症 】

	病 名	○ 期 間
第 1 種	○期間は、治癒するまで エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	
第 2 種	○休養（出席停止）期間は以下の基準に定められているが、症状には個人差があり学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱をした後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失する、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱をした後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	○学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など） ※その他の感染症においては必ず出席停止を行うべきというものではない。	